

議員提出第8号

子ども・子育て新システム関連法案に関する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年6月15日

提出者 吉川市議会議員 高野 昇

賛成者 吉川市議会議員 遠藤 義法

〃 小林 昭子

吉川市議会議長 松澤 正 様

提案理由 口頭

子ども・子育て新システム関連法案に関する意見書

「子ども・子育て新システム」（以下、新システム）関連法案が、他の「社会保障・税一体改革」関連法案とともに国会に上程され、審議されている。

政府は、「新システムでは市町村の保育実施義務はなくなるが、市町村には今より重い責務が課される」「市町村は保育の利用保障を全体的に下支えする」などと説明している。しかし、日本弁護士連合会（日弁連）が「子ども・子育て新システムの関連法案に関する意見書」（平成24年4月12日）で指摘しているように、子ども・子育て支援法案に規定されている市町村等の「責務」は、市町村等が子ども・保護者に対してなんら法律上の責任を負うものではなく、政策的な宣言にすぎない。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、「新システム」では、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。

保育3団体（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）の地方組織が共同で、「新システム」に対して、反対の声を上げている。

しかも、新システム関連法案は、非常に複雑で難解であるだけでなく、多くの事項が制度施行までに定められる政令や内閣府令などに委ねられ、重要な基準などが国会審議を経ずに決められるように設計されていることも、民主主義の観点から問題がある。

こうした状況における新システムの拙速な導入は、保護者のみならず、幼児期の教育・保育を支える現場関係者の混乱を招くことも懸念されている。

よって国に対し、保護者や現場関係者の十分な理解を得ながら現行の施策を改善充実させ、すべての子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育てる施策を推進することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 6月15日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣